

(案)

・ R7.6 版の要望書をベースに作成しています。

令和 8 年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議・要望

令和 7 年 1 1 月

一般社団法人 全国過疎地域連盟

令和 8 年度過疎対策関係政府予算・施策に 関する決議

令和 8 年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議

過疎対策については、昭和 45 年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域では多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、このままでは地域を維持できなくなるような危機的な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

また、新型コロナウイルス感染拡大を機に、テレワーク等の普及により地方への移住が注目され、過疎地域が再評価されるなど、国全体に対して過疎地域が果たしている役割は大きい。今後、国民のライフスタイルが多様化する中、過疎地域と都市部との新たな交流が生み出され、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

引き続き「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもと、過疎地域に指定された市町村等に対する総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、次の事項について特段の配慮を要請する。

記

- 1 地方交付税による財源保障機能の充実強化を図ること
- 2 過疎対策事業債の増額及び対象事業の拡充を図ること
- 3 地方創生のための財政支援の充実強化を図ること
- 4 過疎地域における人材の確保・育成と人口減少の克服を図ること
- 5 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤を確立すること
- 6 過疎地域のデジタル化の推進とインフラ整備を図ること
- 7 地域資源を活用した産業の振興と新たな雇用を創出すること
- 8 集落対策と地域社会の活性化に対する支援を強化すること

以上、総意をもって決議する。

一般社団法人全国過疎地域連盟

【要望】

- ・ R7.6 版の要望書を基に内容を修正しています。

令和 8 年度過疎対策関係政府予算・施策に関する要望

目 次

- 1 過疎市町村の財政基盤の確立
- 2 地方創生と人口減少の克服
- 3 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立
- 4 過疎地域のデジタル化の推進とインフラの整備
- 5 地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出
- 6 集落対策の促進と地域の活性化

1 過疎市町村の財政基盤の確立

地方交付税を充実し過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、過疎対策事業債の増額を図ること

- (1) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方交付税による財源保障機能の更なる充実・強化を図ること。また、近年の物価高騰や人件費の上昇などから市町村財政は厳しさを増しているため、地方交付税の増額を図ること。
- (2) 道路整備事業に係る過疎対策事業債の対象要件を緩和し、集落内道路の整備を加えること。

・地方債計画では、連盟の要望どおり過疎対策事業債が(R6)5,700億円→(R7)5,900億円と200億円増額されましたが、引き続き必要額確保の要望をします。

- (3) 過疎対策事業債については、人件費や資材価格等の高騰により建設事業費が上昇する中で、厚生施設、交通通信施設、教育文化施設、産業振興施設の整備や老朽化等による学校、一般廃棄物処理施設等の大規模施設等における整備が一層求められることから、さらに過疎対策事業債の必要性が増大すると考えられること等を踏まえ、引き続き過疎対策事業がより着実に実施できるよう、大幅な増額を図ること。特に、令和6年能登半島地震の被災地の過疎市町村においては、産業振興や地域コミュニティの再建に向けた事業が行われることから、復興に必要な事業を確実に実施できるよう、被災地の実情を踏まえて必要額の確保を図ること。また、財政融資資金の借入手続きの簡素化を図ること。
- (4) 過疎対策事業債（ソフト分）については、財政基盤が脆弱な過疎市町村が持続的発展を図るために必要な地域の再生・活性化に有効なソフト事業を計画的に実施できるよう、**発行**限度額を引き上げるとともに、必要額の確保を図ること。
- (5) 過疎対策事業債については、近年の物価高騰や人件費の上昇などから市町村財政は厳しさを増しており、特定市町村の実情を踏まえて地域の

持続的発展を図るために必要な事業が確実に実施できるよう、過去5年度分の発行実績に基づいて算出した基準額及び発行限度額の漸減率の緩和を要望する。

- (6) 過疎対策事業債の元利償還に係る交付税算入率の拡大を図るとともに、財政融資資金の償還期限の延長を図ること。
- (7) 防災・減災、国土強靱化のための対策を継続的・安定的に進めるため、**令和7年6月策定予定の**国土強靱化実施中期計画においては、事業に必要な予算を5か年加速化対策を大幅に上回る水準かつ通常予算とは別枠で確保し、防災拠点の整備など対象事業の拡大、**令和7年度末に期限を迎える**緊急自然災害防止対策事業債、**及び**緊急防災・減災事業債の**事業期間の**更なる延長並びに財政措置を推進すること。さらに、公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業を推進するため、過疎対策事業債における公共施設マネジメント特別分を継続し、必要額を確保する等、必要な財政支援を講じること。
- (8) 地方公共団体が公共施設等の老朽化対策の適正管理を推進していくため、老朽化が著しく耐震性能が低い公共施設については、災害時の倒壊等を防止する観点から、耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力確保の取組の充実強化を図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債の事業期間の更なる延長**や、対象事業を拡充するとともに、**財政措置の充実**強化**を図ること。また、公共施設の集約化・複合化・広域化に伴い不要となった施設の除却等に対しても、公共施設等適正管理推進事業と同様に交付税措置のある地方債の対象とすること。
- (9) ゴルフ場利用税については、引き続き存続・堅持すること。
- (10) 消防団員報酬の基準額への対応に当たり、「実団員数」が「人口に基づく標準的な団員数」と大きく乖離する自治体については、財政措置を更に拡充すること。
- (11) 鉄道事業において、利用促進及びまちづくりに資する JR 所有の鉄道施設・設備整備及び自治体が所有・管理する駅舎等の設備整備についても過疎対策事業債の対象に追加すること。
- (12) ふるさと納税制度について、過疎地域の自治体にとって貴重な財源確保の手段となっており、制度の見直し等を実施する場合、自治体の事務

負担が増加しないよう配慮するとともに、自治体間の競争が公平な条件の下で行われるような制度運用を図ること。

- (13) 過疎地域外への施設整備について、当該過疎地域の相当数の住民利用が見込まれない場合においても、都市部への特産物販売施設の整備など、過疎地域の所得向上、地場産業の振興、都市との交流促進等に直結する事業については過疎対策事業債の対象とするなど、財政支援措置を講じること。

2 地方創生と人口減少の克服

過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化社会に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を積極的に推進すること

- (1) 地方において産業振興や定住施策をさらに推進していくために、地方創生に係る交付金や地方交付税措置の充実を図るなど国による総合的な財政支援を拡充・強化すること。
- (2) 地方創生を深化させるため、新しい地方経済・生活環境創生交付金について、地方が創意工夫しながら柔軟に活用できる継続的な制度とするため、**更なる使途の拡充や取扱いの弾力化を進めるとともに**交付要件の緩和及び事務手続きの簡素化を図ること。

・R7.7.1 全国町村会理事会決定「令和8年度政府予算編成及び施策に関する要望」2-3(町村週報第3325号P13)」を参考に追記しました。

- (3) 地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債における雇用創出特別分を継続し、必要額を確保する等、必要な財政支援を講じること。
- (4) 地方の経済的・財政的自立性を高めるため、過疎地域への移住者の増加、企業のサテライトオフィスの誘致等を進めるとともに、都市部との連携を図り、過疎地域の持続的発展に向けた取組を推進すること。また、移住とテレワーク・ワーケーション・サテライトオフィス拠点推進事業の充実を図ること。
- (5) 人口の減少している地域において、地域産業の担い手を確保することは極めて重要であり、特定地域づくり事業協同組合の設立や運営に対する支援を強化することにより、マルチワーカーの導入促進に努めること。
- (6) 地方創生を担う地域人材の育成において重要な役割を担う高等学校及び高等教育機関が、市町村、企業等と連携を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターを配置する制度の創設やコーディネーターの養成、地元根差した人材の育成強化に取り組むための財政

措置を講じること。

- (7) 過疎地域の人口減少対策の一環として空き家の利活用事業を強化するため、空き家の活用（入居）後、やむを得ず退去となった場合においても、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の対象となるよう支援の対象を拡充するとともに、新築住宅への優遇措置を見直し、空き家の利活用を促すような税制上の措置を検討すること。
- (8) 人口戦略会議から消滅可能性自治体が公表されたが、一自治体の努力だけで改善を図れるものではなく、国がこれまでの政策対応を検証し、少子化対策を国の施策として進めるとともに、自治体が存続するためにも、根本的な人口減少対策を講じること。また、過疎地域に居住する優位性を見出すための各種税負担を軽減するなどの措置を検討すること。
- (9) 希望する全ての人が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の環境整備のため、市町村が地域の実情に応じて行う結婚、妊娠から出産までの支援体制構築に係る財政支援の拡充や子どもの保育、教育に係る保護者の負担軽減策に対する**更なる**財政支援の充実を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金の拡充による地域における少子化対策の推進を図ること。
- (10) 地方において保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実及び離職防止・定着促進等総合的な対策を推進し、更なる保育士配置基準の見直しや保育補助員等の人員配置への支援措置による職場環境の改善など保育の担い手の確保に努めること。
- (11) 子ども医療費や学校給食費に関する制度については、都道府県、市町村により支援内容が異なる中、財政力の弱い地方の子どもも同じように支援を受けることができるよう、国として一律の制度を創設すること。
- (12) 地方において産業を振興し、都市との交流の促進等による地方創生を進めること。また、災害時の代替ルートを確保するための高規格道路など社会資本の整備を進めること及びストック効果（整備効果）を高めることが必要であり、整備が遅れている地方のインフラ整備を推進し、安定した雇用の場を確保すること。

3 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立

医療介護の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境の整備等を広域的な事業による対応も含めて積極的に推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること

- (1) 道路、下水道等全国水準より大きく後れている生活環境施設の整備及び既存施設の長寿命化を促進すること。また、過疎地域の多くは、急峻な山間部の山腹や谷沿いにあり、自然災害のリスクが高いため、住民のライフラインを守る迂回路等による道路ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 医師・看護師等の確保・養成、過疎地域における持続可能な医療提供体制の整備、医療法に基づく医師及び看護師等の人員配置標準の緩和を図るとともに、処遇改善や人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。特に産科医の確保を早急にかつ強力に推進するとともに、周産期医療体制の体系的な整備を推進し、十分な財政支援を講じること。また、医師の働き方改革の本格的実施で地域医療の崩壊を招くことがないように、地域医療の実態を把握し、慎重に取り組むこと踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。

・ R7. 7. 1 全国町村会理事会決定「令和 8 年度政府予算編成及び施策に関する要望」 8 - 1(6) (町村週報第 3325 号 P21)」を参考に追記しました。

- (3) 遠隔医療システム等情報連携システムや多目的医療用ヘリコプターの整備、へき地医療拠点病院等の整備などへの財政的支援と人的支援を行い、過疎地域の医療を持続可能な体制とすること。また、遠隔医療システム等情報連携システムを用いた医療従事者間で行うオンラインコンサルテーション等についても診療報酬の対象とし、過疎地域の現状への対応や今後の医療 DX の推進に向けて制度設計の見直しを図るについては、必要な支援策を講じること。

・ R7. 7. 1 全国町村会理事会決定「令和 8 年度政府予算編成及び施策に関する要望」 8 - 2(4) (町村週報第 3325 号 P21)」を参考に追記しました。

- (4) 新興感染症患者等の救急搬送体制については、中山間地域・離島等が多い過疎地域の実情を踏まえて支援すること。
- (5) 二次救急の維持や在宅医療の確保に必要な経費に対する支援措置を拡充すること。
- (6) 人口が減少する過疎地域においても利用者が安心してサービスを受けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するため、訪問看護・介護、通所介護、訪問診療等のサービスの整備を図ること。そのため、過疎地域において、介護保険の在宅サービス等を実施する事業者が安定した経営を継続できるよう、地理的な条件による実態が十分反映されていない**介護報酬の適切な見直しを行う移動時間などを考慮した報酬上の評価の仕組みを設けるなど、地域の実情に応じた新たな支援策を構築すること。**また過疎地域で人材を確保するにはさらなる処遇改善が必要であり、そのために同報酬の見直しを行うこと。これらを含め過疎地域での介護事業者の経営安定、維持や多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に進めること。

・ R7. 7. 1 全国町村会理事会決定「令和 8 年度政府予算編成及び施策に関する要望」 11 - 4(町村週報第 3325 号 P23)」を参考に追記しました。

- (7) 過疎地域の医療の確保に向け、過疎地域の地域事情により一つの自治体が医療施設等の建替えや改修を行わなければならない実情にある場合、また、民間病院が公的病院の役割を果たし、その運営維持のために自治体が多額の助成を行わなければならない場合、財政基盤が脆弱なことから負担は大きく、更なる財政措置を講じること。加えて、不採算地区の実態を十分に反映した診療報酬の見直しや遠方の医療機関へ受診するためのアクセス支援など、地域医療の経営安定化に向けた措置を講じること。
- (8) **過疎地域における外国人患者による医療機関での未収金の発生予防や解消に向け、適切な措置や支援を講じること。**

・ R7. 7. 1 全国町村会理事会決定「令和 8 年度政府予算編成及び施策に関する要望」 8 - 2(6)(町村週報第 3325 号 P21)」を参考に追記しました。

~~(8)~~ (9) 住民の生活に欠かせない重要なインフラである生活交通を確保するため、バス・鉄道・タクシー・航路等の地域交通の維持・確保に要する経費の支援措置を強化するとともに、交通機関に係る規制を地域の実情を踏まえて見直すこと。特に、バス運転士等の確保・養成に取り組むための財政措置を強化するとともに、過疎地域において地方自治体が実施するデマンド型乗合タクシーや住民ドライバーによる共助交通の運営、タクシー利用料金の助成、地方鉄道の車両検査等に対して、特別交付税等の財政支援をすること。また、MaaS等の新たなモビリティサービスの実現と普及に積極的に取り組むとともに、ライドシェアの実施など市町村の取組の支援を継続し、充実強化を図ること。

~~(9)~~ (10) 離島航路・航空路の維持存続のため助成制度の拡充を図るとともに、離島の経済活性化を推進するため、離島航路・航空路の特殊性に鑑み、運賃の低廉化と地域住民の要望に対応した便数の確保による利便性向上を図るほか、生活物資及び燃料の輸送に係る支援制度を拡充すること。

~~(10)~~ (11) 離島航路の就航船舶が事故等で運休となる場合、非常時の臨機に対応した代船の確保や船舶の修繕などへの財政支援を図ること。

~~(11)~~ (12) 地域の鉄道を維持するための取組に対し十分な支援を行うとともに、運行計画の変更や廃止の手続き、代替交通手段への転換の可否については、関係する地方自治体の意見を反映できるよう、再構築協議会制度の適切な運用や財政支援を行うこと。また、災害により被災した鉄道の早期運行再開に向け、十分な支援を行うこと。

~~(12)~~ (13) 過疎地域における買物弱者対策や高齢者等の移動対策は関係省庁が各種施策について連携し、住民の日常生活に対する支援措置を強化すること。また、過疎地域の実情に即して、生活基盤の安定充実、地域経済の活性化が図られるよう、商業施設の誘致や整備に係る自治体の各種取組について、積極的な財政支援を講じること。

~~(13)~~ (14) 過疎地域の雇用確保を目的として市町村が行う企業用地造成事業、企業誘致を促進するための関係施設の整備等や企業が行う居住施設の確保等への支援措置を講じること。

~~(14)~~ (15) 小規模校における教育水準を確保するため、ICT を活用した教育も含め、地域に応じた学級編制基準の見直しと教職員等の配置の拡充、複式学級の解消などに必要な措置を図ること。

~~(15)~~ (16) GIGA スクール構想により、過疎地域においても学校の ICT 環境は整備されているが、機器の維持管理・更新等についても必要な支援措置を継続・拡充すること。特に端末機器の更新にあたっては、実勢価格に応じた必要経費を算定すること。

~~(16)~~ (17) 遠距離通学や離島留学等により寄宿舎生活を送る児童生徒の家庭の経済的負担軽減のため、スクールバス運営に対する支援、通学費・居住費の支援等の拡充を図ること。さらに、スクールバス購入に対する補助額の引き上げや補助対象外児童生徒の乗車に係る補助要件を緩和し、財政支援の充実を図ること。また、農山漁村留学等を通じ、子どもたちが農山漁村等の自然豊かな地域に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業体験活動、地域の伝統文化に触れる体験活動等を通じ、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解を深める施策の検討を図ること。加えて、過疎地域における持続可能な地域社会の実現に向け、高等学校へ県外生徒受け入れに向けた体制整備のための各種財政支援を講じること。

~~(17)~~ (18) 地方において、放課後児童健全育成事業を持続的に提供できるよう、安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。

~~(18)~~ (19) 特別支援の必要な児童の放課後児童育成について、福祉施設等へ委託する市町村への財政措置を図ること。

~~(19)~~ (20) 中学校で行われる休日の部活動の地域移行については、全国一律に拙速に進めることのないよう市町村の意見を十分踏まえるとともに、専門性や資質を有する指導者の人材確保や受け皿となる組織・施設の整備が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。

~~(20)~~ (21) 給油所は、自家用車や農業用機械への給油のほか、移動手段を

持たない高齢者等への灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、過疎地域における給油所の地下貯蔵タンクの改修、簡易計量器の設置等に係る申請資格、補助対象及び補助率の拡大を図るとともに、運営に係る補助制度を設けたり、セルフスタンド設置の規制を緩和するなど、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じるとともに、携行缶等により自家用車へ自らガソリンを給油する場合の安全対策等を検討すること。また、公設民営型による給油所整備など、持続可能な地域社会を維持する上で不可欠な事業を過疎対策事業債の対象に含めること。

~~(21)~~ (22) 郵政民営化後、過疎地域における簡易郵便局の一部が閉鎖されているが、住民生活の利便性を確保するため、郵便局の各種サービスを維持すること。

~~(22)~~ (23) 能登半島地震を教訓として、住民を災害から守るため、治山・治水事業、砂防関係事業、ため池等整備事業、津波・高潮対策としての海岸事業を推進するとともに、災害・事故発生時等の緊急連絡体制の整備、住民の避難施設や災害対策本部の拠点となる庁舎・学校・消防庁舎、さらに上下水道施設や一般廃棄物処理施設などの重要な生活基盤施設などの強靱化・耐震化、インフラ（幹線交通網及び集落が点在する地域への生活道路他）の早期復旧やアクセスの改善に対する財政支援を強化すること。

~~(23)~~ (24) 地震による大被害が発生した際、上水道及び下水道施設等の被災により、飲料水等の確保やトイレの使用が不能になることが予想されることから、浄水施設・設備や生活用水供給又は再利用施設・設備、トイレ等の確保を集落ごとに整備あるいは地域で統合・集中運用できる方策を講じること。

~~(24)~~ (25) 被災建物の公費解体制度においては、国の補助事業の対象とならない半壊家屋等の解体について、特定非常災害に限らず、国の補助事業の支援対象とすること。

~~(25)~~ (26) 被災した公共施設の解体・建替・修繕等は、被災自治体に大きな財政負担となることから、補助・直轄災害復旧事業債の対象を拡充す

るなど、支援を求める自治体の実態に即した財政措置の充実を図ること。

~~(26)~~ (27) 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理費用や処理施設の確保については、被災市町村の負担とならないよう、財政措置を含めた万全の支援措置を講じること。

~~(27)~~ (28) 災害が発生した際に、被災地に所在する公立病院を含む医療機関が必要な医療提供体制を維持できるよう、医療機関の運営継続に対する必要な支援を行うこと。

~~(28)~~ (29) 地籍調査が完了していないことで、地震、津波、地すべりなど大規模な自然災害が発生した場合は、土地の形状変化により元の境界を正確に復元することが難しく迅速な復旧の妨げとなっている。また、土地所有者の高齢化により山林などの境界を知る者が少なくなっており、地籍調査を速やかに行うため、調査の加速化に向けた手続きの簡素化や調査に係る人員確保のための財政措置を講じること。

~~(29)~~ (30) 過疎地域において、上水道・簡易水道・下水道事業・集落排水対策事業を将来にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。また、広域的な連携協力体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。

さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じるとともに、高料金水道に対する財政支援措置を充実強化すること。加えて、公営水道事業以外の民営の「簡易水道組合」及び「専用水道組合」で行っている場合、組合員の高齢化や水源管理の困難、給水人口の減少及び給水量の減量により事業継続が困難になることから、事業要件の見直し又は財政支援を行うこと。更に事業の廃止又は変更手続きについては、手続きの緩和や事務経費の財政支援を図ること。

~~(30)~~ (31) 経営環境が厳しさを増している上水道・簡易水道・下水道事業・集落排水対策事業の公債費負担を軽減し将来にわたる経営の安定化に資するため、これらの事業に係る既往の公営企業債について、公営企業借換債（補償金免除繰上償還）制度を復活すること。

~~(31)~~ (32) 過疎地域における上水道・下水道事業を安定的に継続していく

ため、維持管理経費のうち、過疎地域以外の団体との格差部分を解消するための新たな繰出基準の創設と、当該繰出に対する交付税措置による財政支援を実施すること。また、上下水道事業の高資本費対策の対象要件を緩和する等、資本費負担の軽減策を拡充すること。

~~(32)~~ (33) 生活環境と自然環境の維持保全のため、小型合併処理浄化槽の更新・修繕に対する支援制度の創設を図ること。

(34) 下水道施設の老朽化に伴う改築について、国による支援を継続するとともに、必要な予算措置を講じること。特に、管路施設の更新に対する技術的・財政的支援を強化すること。なお、国の要請に基づき特別に実施する下水道管路の調査・点検に要する経費については、全額国費負担とすること。

・ R7. 7. 1 全国町村会理事会決定「令和 8 年度政府予算編成及び施策に関する要望」19 - 4(2)①(町村週報第 3325 号 P34)」を参考に追記しました。

~~(33)~~ (35) 過疎地域において、安全で快適な住民生活を保持する上で欠くことのできない最も重要な基盤施設のひとつであるごみ処理施設や最終処分場等の一般廃棄物処理施設の施設機能の維持を実現するため、多額の整備費用を伴う施設の修繕・更新について、諸物価高騰している中、安全かつ確実に推進できるよう補助要件の緩和や補助率の引き上げ等を促進するとともに、ごみ処理施設の広域化や老朽化等により廃止となった施設の除去に係る財源措置を確保し、施設周辺住民が求める安心して住み続けられる環境整備を実現するため、必要額を確保すること。また、旧法における不適正最終処分場の廃止について、自治体の維持管理費用が膨大となっていることから、現行法で廃止できるよう一定期間の検査実績等により廃止を認めるなどの緩和措置を設けること。加えて、海岸漂着物等対策を推進するための必要な事業費を確保し、地方の財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

- ~~(34)~~ (36) なり手不足が深刻な民生委員・児童委員について、制度への理解向上に向け、国による啓発活動を行うとともに、負担軽減を図るため、国において活動の基準を定めること。また、民生委員・児童委員の**職責及び業務量の増加に鑑み**、活動費増額のための財政措置を講じること。

・ R7. 7. 1 全国町村会理事会決定「令和 8 年度政府予算編成及び施策に関する要望」14 - 6(町村週報第 3325 号 P25)」を参考に追記しました。

- ~~(35)~~ (37) 都道府県等が事業主体となって行う過疎地域の道路関係事業に要する都道府県等への支援措置を拡充すること。
- ~~(36)~~ (38) 地方において、住民が愛着を持って住んでいる場所で安心して安全な日常生活を確保するため、交通安全につながる除草作業、支障木伐採及び繁茂抑制対策などの道路維持管理について、積極的な財政支援を講じること。
- ~~(37)~~ (39) 大雪での倒木による孤立集落が発生する恐れがある区域について、発生を防止するため道路管理者が事前伐採を行えるよう財政支援措置の充実を図ること。
- ~~(38)~~ (40) 大規模盛土造成地においては、滑動崩落の予防対策として、地方公共団体が変動予測調査を実施することで多額の費用が発生し、滑動崩落防止工事が必要な場合は多額の財政負担となる。財政基盤が脆弱な中山間地域の山間急傾斜地の自治体では他の自治体に比べ財政負担が大きくなる状況にあることから、補助率を引き上げるとともに財政支援措置を図ること。

4 過疎地域のデジタル化の推進とインフラの整備

過疎地域におけるデジタル化の推進とインフラ整備等を推進し、過疎地域の課題解決や活性化に向けた取組を促進すること

- (1) デジタル田園都市国家構想の推進の下、過疎地域においても光ファイバや 5G 基地局等、デジタル基盤の早急な整備等を推進し、過疎地域の課題解決や活性化に向け、5G、IoT、AI 等の革新的な情報通信技術を活用した新たな取組に対し、必要な規制緩和を実施するとともに、財政支援措置を強化すること。
- (2) 地域社会のデジタル化を推進するため、地域デジタル社会推進費を継続するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、デジタル実装型について、要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を図ること。あわせて、自治体 DX を着実に推進していくため一層の継続的な財政支援を講じること。
- (3) 光ファイバ等の整備を促進するため、過疎対策事業債における光ファイバ等整備特別分を継続し、運営や維持・更新についても必要額を確保する等、必要な財政支援措置を講じるとともに、施設の払下げ等を行っても残存する伝送路などについての維持管理に対し財政的な支援を行うこと。また、無線や衛星通信を利用したブロードバンド整備について、技術的・財政的な支援並びに人材の支援を講じること。
- (4) 地上デジタル放送移行から 10 年以上が経過し、送受信機器は対応年数を超え、機器の更新が必須となっていることから、共聴施設や自治体所有のテレビ中継局等の更新及び維持管理について、地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業における省電力化基準の緩和及び事業実施年数の延長、地デジ更新に特化した新たな補助メニューの創設等による財政負担の軽減など財政支援措置を拡充するとともに、地上デジタル難視聴地域において自主共聴組合等で運営するケーブルテレビ事業等の運営が難しいところでは、民間テレビサービスへのスムーズな移行が行えるよう支援を行うほか、独自に設備整備を行う場合、支援措置を講じること。

- (5) 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化するとともに、過疎地域の携帯電話通信ネットワークの整備について、携帯電話基地局の設置を行う事業者への財政支援を拡充し、それでも不採算な地域における携帯不感エリアを解消する方策を国において検討を行い、事業者への財政支援を拡充すること。
- (6) 過疎地域におけるデジタル化を推進するにあたり、専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた更なる人的支援を行うこと。
- (7) 過疎地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じるとともに、過疎地域が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい過疎地域の実情や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。
- (8) 地方公共団体情報システムの標準標準システム利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する経費について、令和8年度以降の運用経費が増加することが見込まれることから、現行の運用コストよりも負担増とならないようにするとともに、運用経費について、適切な財政支援措置を講じること。

5 地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出

農地の利用、森林の管理、漁業の振興、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等過疎地域の環境と特性を活かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること

- (1) 過疎地域の所得向上を図るため、収益性の高い農産物の生産等に資する基盤整備、販売等に資する施設整備等に対し継続的に支援を行うとともに、過疎地域の農業振興と適正な農地保全のため、農業の担い手の確保対策を強化すること。
- (2) 農業の持続的な発展や担い手への農地集積・集約を促進するため、農地や農業用施設の整備補修に対して過疎地域の実情に合わせて支援措置を拡充すること。
- (3) 食料安全保障の観点から農地の総量確保に向けた措置が強化されたことも踏まえ、遊休農地の発生を防止するための支援制度を充実し、遊休農地を有効に再生・利用する取組に対する支援措置を強化すること。また、農地等の保全管理に有効な多面的機能支払交付金について、施設の長寿命化にかかる工事要件を緩和すること。中山間地域等直接支払交付金は予算不足を起こすことがないように要望額に応じた必要な予算を確保するとともに、生産条件の不利性が適正に是正される等、地域の実態をふまえた制度に見直すこと。併せて、両制度とも事務担当者の減少や高齢化を考慮した手続きの簡素化等、地域が活用しやすい制度とするよう、交付金遡及返還措置を撤廃すること。
- (4) 間伐や路網整備、主伐後の再造林等の森林整備や木材生産の一体的な推進及び林業の担い手の確保等についての制度並びに財政措置の充実強化を図るとともに、国産材使用の住宅建設等を積極的に進めるため、国税及び地方税において大幅な軽減措置を講じること。
- (5) 漁村の活性化を図るため、漁港・漁場整備の促進、漂流ゴミ対策を通じた漁場環境の保全、適切な資源管理と栽培漁業の推進、養殖業の振興、担い手の確保、内水面漁業の振興を図るための河川・湖沼環境保全の取

組等への支援措置を強化すること。

- (6) 過疎地域の豊かな自然、歴史・文化、特産品などの地域資源を活かした観光及び地場産業の振興、交流人口の拡大を図るための施策への支援措置を講じること。
- (7) 過疎地域の鳥獣被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲等や農地への侵入防止等の被害防止対策、捕獲鳥獣の処理加工施設の整備、運営等に対する支援を拡充・強化するとともに、地域に密着した鳥獣被害対策を行うための専門的な人材育成制度の整備や狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。
- (8) 脱炭素化、地域循環型社会の形成のため、再生可能エネルギーの利用促進や地産地消等の取組に対し支援を行うとともに、発電した電気の送電環境の改善、発電施設の長寿命化対策のほか、事業終了後の設備撤去・処分などの廃止後の措置について、事業計画策定ガイドラインに基づき、地元の負担とならないよう支援の拡充を図ること。また、脱炭素化に資する事業に活用可能な地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、申請要件が増加し申請の足枷となっているため、要件緩和を講じるとともに、公共施設における省エネ設備の更新への支援措置を充実させること。
- (9) 誘致企業に対する各種助成制度のほか、既存の中小企業の事業再構築やデジタル化・DX 推進の取組への支援措置を講じるとともに、税制等の優遇措置について「みなし過疎地域」のある市町村全体を対象とすること。また、通信業等の GX 産業について、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種に追加すること。
- (10) 担い手不足や後継者不足が深刻な農林水産分野等における人材確保のため、外国人材の受け入れ環境の整備及び定着のための支援措置を講じること。また、新規就農者の経営開始時の負担軽減に向け、要件の緩和や必要な予算を確保するとともに、地域によって支援に差が生じることがないように、地方の財政負担をなくすこと。
- (11) 世界的な資源高に伴い、食料品をはじめ、エネルギー、資材の値上げが続いていることから、国民の生活を守るための対策の強化・充実を図ること。

- (12) 農業生産に必要な肥料・飼料・燃料など資材の高騰により、生産者の負担が増大していることから、営農を継続できるよう必要な対策を講じること。生乳や牛肉などの畜産物の需給緩和、飼料価格の高騰で厳しい経営環境が続く酪農家や畜産農家への支援措置をより充実させること。
- (13) 道の駅を過疎対策を含む社会課題解決の拠点機能を兼ね備えた新たな国土強靱化にも寄与する重要施設として早急な整備が行えるよう、改修や建て替えの再整備に特化した財政支援制度を創設すること。

6 集落対策の促進と地域の活性化

地域運営組織の形成などの集落対策、都市との交流、多様な主体の協働による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進すること

- (1) 集落対策、都市との交流、移住・定住の促進、二地域居住者を含む関係人口の創出、人材の育成、生活交通確保、コミュニティ活動支援などの幅広いソフト事業に対する支援を強化すること。
- (2) 地域づくりを支援する地域おこし協力隊等外部からの人材誘致を含めた人材の積極的活用と集落の点検や地域おこしなどを行う集落支援員の活用、集落再編、地域運営組織の形成など集落対策を総合的に推進するための支援措置を拡充・強化すること。
- (3) 移住や定住の受け皿となる新規就労支援や空き家の改修・利活用、遊休施設の有効活用を促進するための支援措置を拡充・強化すること。
- (4) 過疎地域における農地について、定住促進等を図るため地域に見合った条件の下、宅地等への農地転用許可基準の規制緩和を図ること。
- (5) 地域住民の協力により管理されてきた里道・水路・ため池が、高齢化・過疎化に伴い、維持修繕が困難となってきたことに対して支援措置を講じること。
- (6) 地域コミュニティの中心となり、災害時の緊急避難場所でもある集会施設の改修等に対する財政措置を拡充・強化すること。
- (7) 過疎地域の貴重な地域資源である文化財や自然等を引き継いでいくため、文化財等の保存・修理、活用・整備等に対する支援制度について、補助率の引上げや必要額を確保するほか、対象要件の緩和・拡充など充実させること。また、文化芸術活動等が継続的かつ安定的に行われるよう、文化芸術団体等に対し、十分な支援を講じること。
- (8) 集落ネットワークの形成など、過疎地域等の持続的発展を支援するための事業に対する財政措置を拡充・強化すること。
- (9) 地域の課題解決のための持続的な取組体制として、地域の住民が主体となった地域運営組織が多様な活動を行える制度を整備すること。

活 動

20. 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。また、衛星携帯電話の整備やAM・FMラジオの難聴地域の解消等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

21. Jアラート・Lアラートを始め多様な情報提供手段を活用し、正確で迅速かつ分かりやすい災害・危機管理情報の提供を行うなどにより、国民の安全・安心を守るための防災・危機管理体制の更なる充実強化に取り組むこと。

22. 非常用物資の購入に要する経費については普通交付税により措置されているが、地域によっては大規模災害時には、道路の寸断等が発生し、支援物資の搬入に時間を要することが想定されるため、十分な財政支援措置を講じること。

23. 災害時に倒壊し通行の障害等となり得るブロック塀等の撤去については、社会資本整備総合交付金の補助要件を緩和するとともに補助率の引上げを行うこと。

24. 大規模災害に備えて地域の災害対応力を強化するため、防災を担う人材の確保・育成及び都道府県や市町村をはじめとする関係機関が連携して実施する訓練・研修の取組を積極的に推進するとともに、それらの取組が継続的に実施されるよう、必要な財政支援措置を講じること。

25. 防災庁(案)の設置に向けては、住民の防災意識の向上や非常用物資の

備蓄体制の充実、災害発生時における良好な避難生活環境の整備など、町村の災害対応力の強化に資するよう、総合的に検討すること。

2. 地方創生の推進

「地方創生」が開始されてから10年が経過し、様々な地域活性化策や移住の促進など取組が進んだところもあるが、地方の人口減少や東京一極集中の流れを変えることはできていない。

農山漁村地域を多く抱える町村では、人口減少が避けられず、地域の担い手不足など多くの問題が生じている。文化・伝統の継承、食料の供給、国土保全、脱炭素社会の構築のために重要な役割を持つ農山漁村地域を守るためには、都市と共創しながら持続可能で住み続けられる地域づくりを進める必要があるが、そのためには新たな地方創生による大胆な政策を実施し分散型の国づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取組を検証し、人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

このため、若者や女性の地域での就業を実現し都市と地方の所得格差を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。また、農林水産業の六次産業化の強

化、伝統産業や観光業など地域資源を活用した産業の振興により、地域産業の高付加価値化を支援すること。

2. 地方創生と少子化対策を一体的に進めることにより、人口減少問題に取り組むこと。その際、住民に対する財政的な負担軽減を議論する場合には、財政力の違いによって地域間格差が生じることのないよう国の責任と財源において実施すること。

3. 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、更なる使途の拡充や取扱いの弾力化を進めるとともに、交付申請の要件とされている実施計画について、他の法令等に基づき作成している計画と内容が重複するものは、当該計画の添付により代替可能とするなど事務手続の簡素化を図ること。

また、過疎・中山間地域などの条件不利地域では、高等学校への入学者減少により高校の存続が喫緊の課題となっている。高校は地域コミュニティや地方創生の担い手を育成する拠点であることから、高校の魅力向上に取り組む地元自治体に対して、特段の支援策を講じること。

4. 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

町村では、都市からの移住の促進に

力を入れて取り組んでいるところであり、情報提供を含め、その支援を拡充すること。また、農林漁業の後継者対策、地元産業の事業承継対策や地方における起業支援策などを積極的に推進すること。

5. 地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続すること。また、退職後の起業や伝統産業の事業承継の対象期間を延長するなど、支援の拡充を図ること。

また、「地域活性化起業人」や企業版ふるさと納税(人材派遣型)など外部人材活用の支援を拡充すること。

6. 地域づくりや地域の活性化に重要な役割を担うことが期待されている「関係人口」拡大と、地域との関係を深める支援の拡充を行うとともに、「二地域居住」の推進を図ること。また、サテライトオフィス、コワーキングスペースの整備、ワーケーション等を一層積極的に促進すること。あわせて、デジタル技術を活用しながら多様な人材が地域で暮らし活躍できるよう兼業・副業を促進すること。

なお、「二地域居住」を推進する際に問題となる子供の教育や住居などの支援策を拡充するとともに、住所地域外に居住する場合の問題点を明らかにした上で改善を図ること。

7. 現行の市街化調整区域制度等は人口増加・郊外スプロール化の時代を前提としたものであり、地方創生を進める上で、人口減少下での町村集落地域の再生・活性化の障害となる事態も生

活 動

命救急センターについては迅速に対策を行うこと。

(2) 医師確保対策の更なる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

(3) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

(4) 中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、へき地等で総合的な医療を提供する医師の養成・確保を図るとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。

(5) 看護師、助産師、保健師、栄養士、薬剤師等専門職の養成・確保を図るとともに、就労環境の整備等を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。

(6) 医師の働き方改革による救急医療の縮小や大学病院等からの医師派遣の引揚げ等が、地域医療の崩壊を招かないよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。

2. 自治体病院等への支援

(1) 地域医療を確保するために不採算部門を抱える自治体病院に対し、経営の安定化を図るため、物価高や賃上げ等を踏まえた一層の財政措置を講じること。

また、社会経済情勢に応じた診療報酬の中間年改定の仕組みを創設するとともに、実施すること。

(2) 医師標準及び看護職員の配置基準に係る診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置等を充実させること。

(3) 医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するに当たっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域等においては公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。

(4) 医療DXの推進については、全国医療情報プラットフォームの構築に係る具体的な情報を早期に示すとともに、自治体や医療機関との進捗状況を十分に踏まえ、必要な支援策を講じること。

(5) 公費負担医療及び地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認の導入に対する自治体システム改修等補助金は、令和7年度のみ措置とされているが、町村の置かれていた状況は様々であることを考慮し、令和8年度以降にシステム改修を行う場合においても補助対象とするともに、運用費用に対する財政支援を講じること。

(6) 外国人患者による医療機関での未収

金の発生予防や解消に向け、適切な措置や支援を講じること。

3. 救急医療・周産期医療の体制整備
小児救急を始めとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

4. 在宅医療等の推進

(1) 市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、国として必要な支援を講じること。

(2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保を図ること。

5. がん検診の推進

がん検診の推進に当たっては、対象年齢を上げるとともに、必要な財政措置を講じること。

6. 感染症対策の充実強化等

(1) 中山間地域・離島等医療資源が限られた町村において、医療提供体制を確保するため、地域ごとの医療体制等を踏まえ、医療従事者の派遣や病床確保等、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を充実強化すること。

(2) 新型コロナウイルスの定期接種については、対象者の接種控えや実施主体である町村の財政負担の増加につながる可能性があるよう、国による財政措置を講じること。

(3) おたふくかぜの有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

また、新たに安全性が確認されたワクチンの定期接種化に当たっては、早期にスケジュール等を明確に示すこと。

(4) 第2期の定期接種において、不活化ポリオワクチンを定期接種の対象とするとともに、2種混合ワクチンの代わりに百日せきワクチンを含む3種混合ワクチンを接種可能とすること。

(5) 症熱性血小板減少症候群(SFTS)等のダニ類を媒介とする感染症について、感染防止に関する必要な対策を推進すること。

9. 少子化対策とこども・子育て政策の推進

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域等様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、こどもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。そのため、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、国、地方自治体、事業者、地域社会等が連携して、こども・子育てに係る社会全体の構造と意識を変えていくことが求められている。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。

活 動

ら丁寧に表示すること。また、整備の進捗状況によって自治体間に差が出ないよう十分に配慮して進め、全ての町村が円滑に実施できるよう支援を講じるとともに必要な財源を確実に確保すること。

10. 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が希望する生活を営み、地域や職場、学校において生きがいや役割を持って、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 地域生活支援事業等については、全ての利用希望者にサービスが行渡るようにするとともに、地域住民の障害福祉を担う町村に過度な財政負担とならないよう国の責任において必要な予算総額を確保すること。

2. 重度心身障害者への医療費助成については、自治体の財政力によって格差が生じないよう、国による全国統一的な制度の創設や適切な財政措置を講じること。

3. 障害福祉サービスを継続して提供できるよう、事業者参入及び育成等を促進するとともに、従事者の養成等、人材確保に取り組むこと。

また、サービス内容に即した報酬単価の見直しや十分な財政支援を講じること。

4. 自立支援給付費等における、事業者の不正等による国庫負担金の返還に

ついては、回収額に応じたものにするなど、市町村にのみ責任を負わせることがないよう制度の見直しを行うこと。

5. 障害者が地域社会で安心して暮らせるよう町村が実施する相談体制等の整備や啓発活動、社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援及び人材の育成・確保に対する支援を充実させること。

6. 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき地域が円滑に障害者雇用を進めるには、支援体制の構築が必要であるため、国は財政支援等の適切な支援措置を講じること。

7. 障害者総合支援法に基づき町村が実施する障害者相談支援等について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となっている現行の取扱いを見直すとともに、消費税の課税対象としない措置を講じること。

11. 介護保険制度の円滑な実施

我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。

そのような中、町村においては2040年にかけて高齢人口と生産年齢人口の減少が見込まれることを踏まえ、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の

円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

2. 介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため国は責任を持って財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

3. 財政運営の充実

(1) 現行の国庫負担割合(居宅給付費の25%、施設等給付費の20%)については、確実に国が負担し、調整交付金は別枠とすること。

(2) 介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金制度の運用に当たっては、次の点に留意すること。

①「介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取組の評価については、中山間地域や離島等に所在する保険者に不公平が生じることのないよう配慮すること。

特に、令和2年度から、第1号被保険者規模別(5区分)に交付金の配分を行う仕組みが導入されたが、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人

口規模を考慮するなど、区分の見直しを行うこと。

②保険者のある取組の実施状況が他の取組による得点を打ち消すことになるため、今後とも指標の配点においてマイナス点(減点)は設定しないこと。

③評価指標の設定に当たっては、保険者における評価や報告に係る事務負担に十分配慮すること。

④保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公表されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限配慮すること。

(3) 財政安定化基金に係る財源は国及び都道府県において負担すること。

④ 中山間地域や離島においては、訪問系サービスの移動負担が大きい等の理由により事業者の撤退が進んでいることから、サービスの継続を図るため、移動時間などを考慮した報酬上の評価の仕組みを設けるなど、地域の実情に応じた新たな支援策を構築すること。

5. 医療療養病床から介護医療院への移行による、被保険者の保険料負担増の総額を軽減するため、適切な財政措置を講じること。

6. 低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。

7. 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配

活 動

う、丁寧な協議を行うこと。

(3) オンライン資格確認等システムの運用費用に対し、財政支援を講じること。

また、国民の健康確保・増進に向けた保健医療データの利活用を推進するに当たっては、保険者や国民に対し、丁寧な情報提供を行うこと。

(4) 電子カルテ情報共有サービスは、多くの医療機関が参加することによりメリットが生じるものであることから、概ね全ての医療機関が参加し、保険者にとつてのメリットが確認できるまでの当面の間は、運用費用は国の負担とすること。

13. 国民年金事務の一元化の実現

国民年金事務は、マイナンバー制度の導入以降も度重なる法令改正により複雑化しており、専門性とともに法令に基づく適正な対応が求められている。よって、国は、国民年金事務の適正かつ円滑な運営を図るため、次の事項を実現すること。

1. 国民年金事務について、日本年金機構へ一元化を図ること。

また、一元化に当たっては、希望する市町村で日本年金機構の出先窓口を設置できるようにすること。

2. 市町村職員に対する研修体制の充実を図ること。

3. 市町村で新規事業が発生する場合や取扱いを大幅に変更するような法改正時には、全ての年金事務所・事前の事務説明会を開催し、速やかに詳細な

情報提供を行うこと。

4. 日本年金機構の統一業務マニュアルについて、全市町村に確実に提供されるようにすること。

14. 地域共生社会の実現

住民に身近な存在である市町村は、これまで誰ひとり取り残さない社会を構築するため、国、都道府県及び地域社会を支えるNPO、企業等多様な主体と連携し様々な社会課題に取り組んできたが、単身世帯や単身高齢世帯の増加、社会構造の変化等により、個人と社会及び他者との関わりが希薄化し、孤独・孤立や生活困難に関する問題が一層深刻化・顕在化してきている。こうした現下の状況に鑑み、従来の制度・分野の枠や、関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包括的な地域共生社会を実現する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、国は十分な予算額を確保するとともに適切な支援措置を講じること。

2. 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」で示された施策を確実に実施するとともに、市町村や民間支援団体等の意見を踏ま

え、現場における取組を強力に支援すること。

3. 「孤独・孤立対策地域協議会」の設置・運営については、市町村に新たな負担が生じるようなないように十分配慮すること。

4. 市町村や民間支援団体等が実施する取組について、相談支援体制整備等の財政支援を充実すること。

また、SNS等によるオンラインや電話、対面による相談の強化・拡充のため、相談員の確保や緊急時の実効ある体制整備に向けた支援を講じること。

5. 生活困窮者に対して国と地方が連携して実施する生活支援、就労支援等に取り組むために必要となる人材確保・育成等について支援を講じること。

6. 民生委員・児童委員の職責及び業務量の増加に鑑み、委員活動費の増額や活動内容の周知・啓発を図るなど、地域における担い手確保に必要な措置を講じること。

7. 成年後見制度や日常生活自立支援事業における権利擁護支援体制の強化を図るに当たっては、地域の実情に応じた取組ができるよう、国として人材確保や財政支援等の十分な支援を講じること。

15. 教育施策等の推進

こどもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人一人の個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・

能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 義務教育の充実改善

(1) 地域の実情に応じ、創意・工夫を凝らした教育を行うため、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、こどもたち一人一人を丁寧に指導するため、教員の質の向上を図ること。

また、教職員配置や学校運営の在り方等、義務教育制度の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映すること。

(2) 地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

(3) 少人数学級を計画的に進めていくに当たっては、必要な予算を確保するとともに、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。

その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

(4) 小規模校が多い離島・中山間地域等の学校においては、複式学級の解消も含めた教職員定数の改善を図ること。

(5) 通級指導や外国人児童生徒等への教育に係る基礎定数化については、算定基準を緩和するとともに安定的・計画

活 動

設の更新に係る費用等に対する財政措置を充実強化すること。

②簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を逼迫させているため、補助率の引上げを含め補助制度を拡充すること。

③水道スマートメーターの導入を推進するとともに、導入やメーター交換にかかる経費について財政支援を充実強化すること。

④汚水処理施設の整備促進

①整備が立ち後れている町村の下水道整備について必要な予算措置を講じること。

また、下水道施設の老朽化に伴う改築について、国による支援を継続するとともに、必要な予算措置を講じること。

特に、管路施設の更新に対する技術的・財政的支援を強化すること。

なお、国の要請に基づき特別に実施する下水道管路の調査・点検に要する経費については、全額国費負担とすること。

②農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について必要な予算措置を講じるとともに、公共下水道や集落排水施設への接続にかかる費用についても助成措置を充実強化すること。

③今後の大規模地震に備え、水道施設、汚水処理施設の耐震化に対する財政措置を充実強化すること。

5. 上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保

(1)上水道・簡易水道・下水道事業を将来にわたり安定的に継続することがで

きるよう、十分な支援を行うこと。また、広域的な連携協力体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。

さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。

(2)高料金水道に対する財政措置を充実強化すること。

(3)高料金対策及び高資本費対策に係る地方交付税措置について、令和6年度決算に基づく算定から公営企業会計の適用を要件とする予定とされているが、事業規模や地域の実情に配慮し、弾力的な運用を検討すること。

20. 地域商工業振興対策等の推進

1. 地域商工業対策の拡充

(1)米国による関税措置については、情報収集、国内産業への影響分析及び影響を受ける事業者に対するきめ細かな支援を行うこと。

(2)地域経済の回復・再生に向け、総合経済対策を着実に実施するとともに、これまでの地域商工業者に対する金融、税制、各種補助事業等を継続し、その拡充を図ること。

また、中小企業における賃上げを推進するため、国において有効な対策を講じること。

(3)新たな小規模企業振興基本計画を踏まえ、事業者と地域がともに持続的な発展を遂げることができるよう、地域商工業の活性化や災害への対応力強

化、担い手の確保・育成等、地域経済の構造変化や社会情勢、地域の実態を踏まえた取組に対する支援や、事業支援内容の周知等を含め、伴走型支援を着実に実施すること。

(4)事業承継・引継ぎの促進と円滑化のため、事業承継税制や補助金等による支援をはじめ、事業承継・引継ぎ支援センターによるニーズの掘起こしやマッチング等幅広い支援を継続すること。

また、コロナ禍で中小企業向けに実施された「ゼロゼロ融資」の返済対策や、経営改善や事業の再構築に向けた支援を強化すること。

(5)中小企業等の持続的な経営に向け、IoT技術の導入、設備投資、販路開拓等による生産性向上に向けた取組や、消費者ニーズ・社会情勢に対応した新分野展開や業態転換、海外展開等への支援を一層強化すること。

(6)適格請求書等保存方式(インボイス制度)については、免税事業者が不利益を被らないよう、特例措置の継続等、適切な措置を講じること。

(7)中小企業等の資金需要への機動的な対応を図るため、信用保証や融資制度等による支援を拡充・強化すること。あわせて、申請時の手続きの簡素化を図ること。

また、近年の情勢により債務が増大している中小企業、小規模事業者に対する資金繰り支援や返済猶予、債務減免等を含めた強力な支援策を講じること。

(8)農商工連携を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策を拡充すること。

(9)商店街において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行等、地域商業の活性化の取組が一層推進されるよう、新しい地域経済・生活環境創設交付金等、必要な税財政措置の拡充を図ること。

(10)自然災害が頻発する中、中小企業等が被災により経営を断念することのないよう、事業継続計画及び事業継続力強化計画の策定等に対する支援を強力に推進すること。

2. 企業立地の推進と地域産業の育成
(1)企業の地方等への投資拡大を図るため、開発規制の見直しによる土地利用調整の円滑化や、交通インフラの整備等を推進すること。

(2)地域の事業者が潜在能力を活かし地域経済に寄与できるよう、産学官金連携や産業集積、地域イノベーションの創出に対する支援を充実させること。

また、地域資源のブランド化や起業家への支援を拡充すること。

3. 外国人材の受入れ体制の拡充

(1)外国人材の受入れについては、「出入国管理及び難民認定法」及び「技能実習法」に基づく適正な雇用を推進するため、新たな「育成就労」も含め、制度の周知や相談体制を充実させること。

(2)「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人労働